

令和8年度直方市省エネルギー設備導 入費等補助金交付申請手続き

直方市 環境政策課 環境政策係

— 目 次 —

直方市省エネルギー設備導入費等補助金の申請を検討される皆さまへ.....2

1 事業について

- (1) 直方市省エネルギー設備導入費等補助金交付事業とは 3
- (2) 補助の概要..... 3
- (3) 補助事業の手続きの流れ..... 9

2 交付申請

- (1) 補助申請期間.....10
- (2) 申請方法.....10
- (3) 提出先（郵送先） 12

3 実績報告等

- (1) 実績報告.....13
- (2) 提出期限.....14
- (3) 提出先（郵送先） 14
- (4) 補助金の額の確定..... 14
- (5) 補助金の請求..... 14
- (6) 事業の取り消しになる事項..... 14
- (7) 帳簿の管理..... 15



脱炭素経営のきっかけや**コスト削減**の一環として、
省エネ設備導入に取り組みましょう！

直方市省エネルギー設備導入費等補助金の申請を検討される皆さまへ

申請を検討される前に、必ずお読みください。

本手引きは、「直方市省エネルギー設備導入費等補助金」（以下「本補助金」という。）の交付申請をするための手引きです。

事業の概要や交付申請及び実績報告するために必要な書類等について説明しています。

交付申請を行う場合は、まず【直方市省エネルギー設備導入費等補助金要綱】をご確認いただき、本補助金の内容をご理解いただいた上で、本手引きに基づいて補助金の交付を申請してください。

■本補助金を申請する際の注意事項

1. 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 交付申請後に市の審査があります。審査の過程で不備や不足が判明した場合、市からの不備解消依頼に、ご対応いただく必要があります。不備が解消するまでは、補助金のお支払いはできません。
3. 交付決定通知を受けた中小事業者等は、事業完了後に実績報告書を提出する必要があります。
4. 交付決定通知を受けていても、本補助金で求められる書類を提出期限内に提出しなかった場合は、交付決定の取り消しになりますので、提出期日を厳守してください。
6. 補助金の交付をうけた中小事業者等は、市がゼロカーボンの推進のため事業を行うときは、これに協力するよう努めていただきます。
7. 申請受付期間内であっても、申請額が予算額に到達した場合は早めに終了する場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

直方市 環境政策課 環境政策係（1階8番窓口）

TEL：0949-25-2123 e-mail：n-kankyo@city.nogata.lg.jp

1 事業について

(1) 直方市省エネルギー設備導入費等補助金交付事業とは

直方市が実施する「直方市省エネルギー設備導入費等補助金交付事業」は、市内の中小企業者等が、事前に受診した省エネルギー診断の受診に要する費用及び省エネルギー診断の結果に基づいて取り組む省エネルギー効果の高い機器又は設備の導入に要する経費に対し補助することにより、二酸化炭素排出量を抑制し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 補助事業の概要

①補助対象事業者

補助を受けようとする者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

(ア) 市内に事業所等を置き、将来にわたり市内で事業継続する意思がある中小企業者等（※1）

(イ) 法人市民税又は個人市民税の納税地が直方市であり、直近の事業年度の申告を終えていること。

ただし、正当な理由により申告できない場合は、この限りでない。

(ウ) 市税の滞納がないこと。

(エ) 対象設備を導入する事業所等においては、既存の機器又は設備について、補助金の交付を申請する年度から起算して3年前の年度の4月1日から申請日までの間に、省エネルギー診断を受診していること。

(オ) 省エネルギー診断（※2）で提案のあった対象設備と同等以上の省エネ性能を有する対象設備の導入事業であること。

(カ) 他の補助金と併用する場合は、全ての補助総額が設備導入の総額を上回っていないこと。

(キ) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。

(ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいないこと。

(ケ) 社会常識上又は倫理上好ましくない事業を行っていないこと。

(コ) 宗教活動又は政治活動が目的でないこと。

(※1) 中小企業者等…次のいずれかに該当するものをいう

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

⇒ 株式会社、有限会社

イ 年間のエネルギー消費量が原油換算で、原則1,500kL未満の事業者

⇒ 学校法人、社会福祉法人、医療法人

※「年間の～未満の事業者」の部分は省エネルギー診断の受診対象者の要件

ウ 市内に住民登録を有し、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出書を提出している個人事業者

⇒ 個人事業主

(※2) 省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が市内の事業所又は事務所を訪問し、当該事業所等におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、国が指定した機関が実施するものをいう。

②補助対象事業

補助対象事業は、市内の事業所等に対する省エネルギー診断及び受診した省エネルギー診断の結果に基づいて省エネルギー効果の高い機器又は設備（以下「対象設備」という。）を導入する事業とします。

対象設備の詳細は、表1のとおり。

表1

分類	種別	対象範囲
LED照明	LED照明器具	LED照明器具本体、無線式調光制御設備、有線式調光制御設備、人感・明るさセンサ付調光制御設備、リモコン、制御装置、センサー

高効率空調	電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル
	ガスヒートポンプエアコン	室外機、室内機、リモコン、パネル
	チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン(延長コード等含む)等を含む)
	吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体
	ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体
	高効率換気設備	換気設備本体
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)
	潜熱回収型給湯器 (ガス・石油)	給湯器本体、リモコン(連結配管含む)、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)
変圧器	油入変圧器	変圧器本体
	モールド変圧器	
冷凍冷蔵機器	電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
	電気冷凍庫	冷凍庫本体
	冷凍機内蔵形ショーケース	ショーケース本体
	コンデensingユニット	コンデensingユニット本体(圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む)
	冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体(庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む)
高性能ボイラ	蒸気ボイラ	ボイラ本体 (給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、ブロー弁、節炭器、空気予熱器を含む)
	温水ボイラ	ボイラ本体 (循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプを含む)

エネルギー マネジメント システム (※3)	主装置・盤	計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤等
	計測計量機器	電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器等
	機械監視装置	生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置等
	制御機器	制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC (Programmable Logic Controller)、VAV (Variable Air Volume System) 等
	通信装置	モデム、ルーター、通信PLC (Power Line Communication) 等
	モニター装置	監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ等
	ソフトウェア	導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能等
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション	コージェネレーション本体
産業用モーター	産業用モーター (産業用モーター単体・ポンプ・圧縮機・送風機)	産業用モーター単体・ポンプ・圧縮機・送風機本体、インバータ制御盤

(※3) エネルギーマネジメントシステム (以下「EMS」という。) 機器の要件

以下は最低限の要件となります。補助対象範囲内であれば、これ以上の機能や、これ以外の機能があっても構いません。

(ア) エネルギーの計測

計測及び見える化機能 (表、グラフ表示等) があること。

(イ) 見える化

電力は全体と設備カテゴリ別 (空調・照明等) の60分以内の電力使用量を閲覧できること。

(ウ) 制御

省エネルギー更新設備や他既存設備に対し、自動でエネルギーを削減する制御機能を有すること

と。

(工)データの保存

少なくとも60分単位で、1年間のデータを保存できること。保存先は問わない（EMS 本体、サーバー（クラウド含む）、PC 等）

② 補助対象経費

補助対象経費は、以下の経費とします。

- (1) 省エネルギー診断費用のうち、自己負担額に相当する費用(振込手数料を除く)
- (2) 受診した省エネルギー診断の結果に基づいて設置した対象設備の購入及び設置工事に要する費用
(消費税及び地方消費税額を除く)
 - 設 備 費・・・補助対象事業の実施に必要な対象設備の購入、製造（改修を含む。）に要する経費
 - 工 事 費・・・補助対象事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※令和6年度直方市省エネルギー診断受診費補助金を受給した者は、(2)の設備費、工事費の費用のみ補助します。

【 注 意 点 】

(ア)導入する設備について以下の条件を満たすこと。

- I. 既存機器又は設備に替えて導入すること（EMS を除く）。
- II. 導入にあたり、設置工事を伴うこと。
- III. 導入する対象設備は、常用であること。
- IV. 中古品でないこと。
- V. 導入する対象設備の購入や設置工事の発注は、県内事業者に行うこと。

(イ)以下は含まないため注意してください。

- I. 工事を必要としない設備の費用（設備費）
- II. 市が補助対象経費として対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- III. 補助金申請に係る事前経費（事前調査費等）
- IV. 建屋等の建築物、外構工事等、及び事業に関係のない工事

- V. 既存設備又はシステムの解体・撤去・移設に係る経費
- VI. 基礎工事、運搬費（送料）、産業廃棄物処理費、搬出費、設計費
- VII. 消費税及び地方消費税
- VIII. 工事現場までの交通費 等

④ 補助金の額

➤ 補助率

省エネルギー診断の受診費用：自己負担額の全額

設備費及び工事費：補助対象経費の3分の1（上限100万円）

⑤令和7年度事業スケジュール

申請書提出期限	令和8年6月1日（月）～令和8年12月25日（金）
交付決定（目安）	申請書を受理してから約1ヶ月後
設備設置期間（目安）	交付決定した同年12月まで
実績報告	事業完了から14日以内 又は 令和9年2月5日（金） のいずれか早い日

⑥その他

(ア)本補助金申請日以降に開始した事業が対象となります。

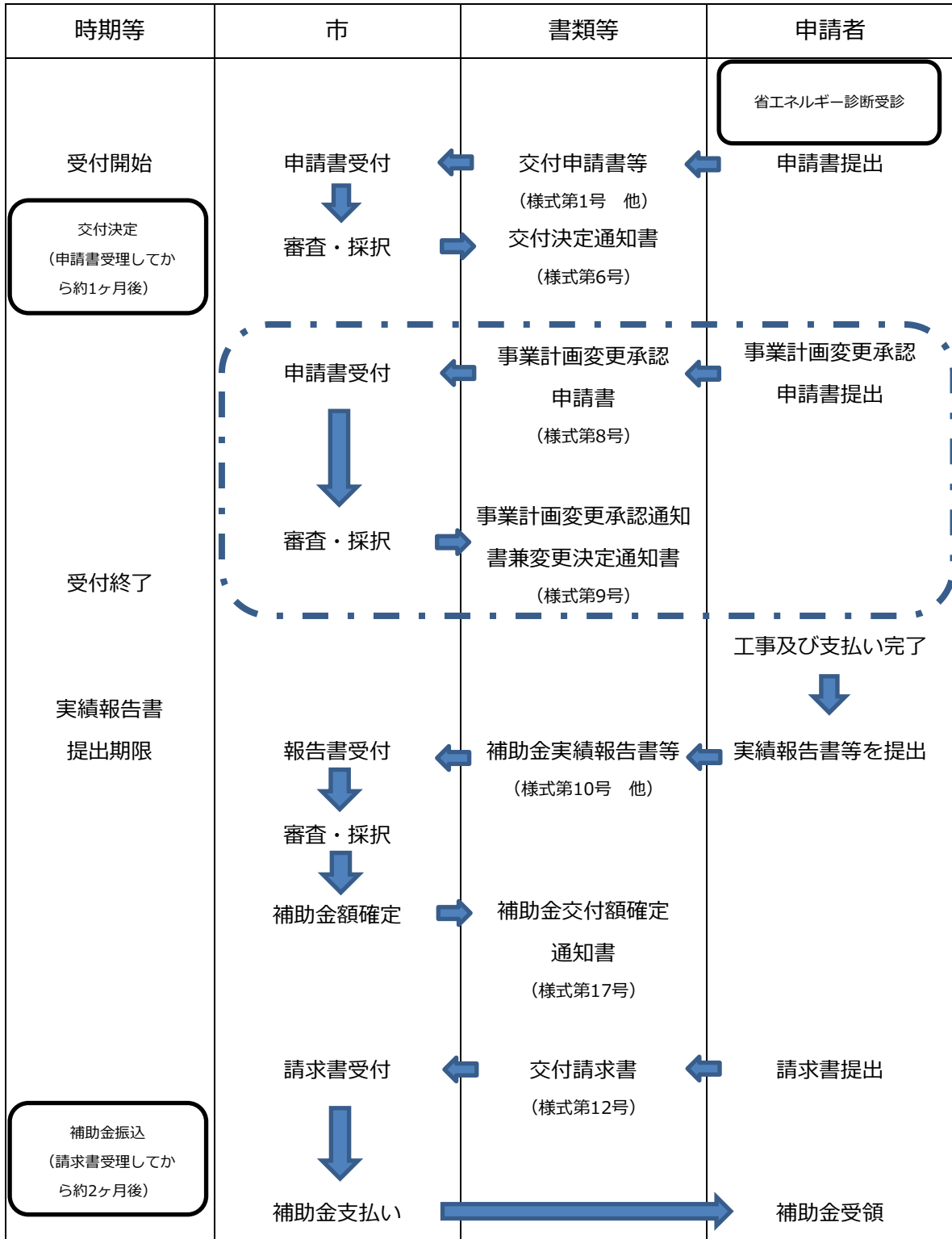
※交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。

(イ)補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市に報告してその指示を受けてください。

(ウ)市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行うときは、遅滞なくこれに応じてください。

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 補助申請期間

令和8年6月1日（月）～令和8年12月25日（金）

- ・同一の中小企業者等につき同一年度に1回限りとします。ただし過去に本補助金による補助を受けた事業者等は補助対象外とする。

<申請受理のタイミングについて>

原則、申請書類を提出したタイミングでの受理とします。ただし、提出書類に不備等が見られる場合、不受理となることがあるため留意してください。（不受理となる場合は、市より不受理の旨、連絡いたします）

(2) 申請方法

①次の書類一式を用意し、市担当課窓口を持参するか郵送で提出してください。（※4）

番号	書類名称	様式	備考
1	直方市省エネルギー設備導入費等補助金交付申請書	様式第1号	
2	事業計画書	様式第2号	
3	発注区分表（予定）	様式第3号	
4	法人概要申告書	様式第4号	番号6の資料が無い場合のみ作成すること。
5	宣誓兼同意書	様式第5号	
6	会社パンフレット等	自由	会社の概要がわかるものであれば可。
7	決算書(貸借対照表、損益計算書)	自由	直近1年分の単独決算の貸借対照表等を添付すること(決算短信でも可)。
8	省エネルギー診断報告書の写し	自由	補助金の交付を申請する年度から起算して3年前の年度の4月1日から補助申請日までの間に、事業所等において直方市が定める省エネルギー診断（※5）を受診し、省エネルギー改善に係る提案を受けた写し。(報告書に加え、添付資料がある場合は添付資料の写しも含む)

9	直方市内における事業活動が証明できる書類	自由	・企業の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書）等。発行から6か月以内のもの。写し可。 ・個人事業主の場合は、開業届。
10	法人市民税申告書又は確定申告書の控えの写し等	自由	・企業の場合は、法人市民税申告書の控えの写し。 ・個人事業主の場合は、確定申告書の控えの写し。
11	申請者である個人が確認できる本人確認書類の写し	自由	個人事業主の場合のみ。
12	設備の製品カタログ	自由	見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書を添付し、能力、消費エネルギー等の仕様を確認できる該当ページに付箋を貼り、マーキングすること。
13	参考見積書	自由	「補助対象経費」と「補助対象外経費」に分けて記載すること。また、各経費は「設備費」「工事費」「諸経費」に分けること。

(※4) 様式は直方市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/_15345/_9954/_14425/_14323.html



(※5) 直方市が定める省エネルギー診断機関は以下の国の診断事業の登録事業者です。

◆ **省エネ最適化診断** (<https://www.shindan-net.jp/service/shindan>)

「一般財団法人省エネルギーセンター」が実施する省エネルギーのための改善提案



◆ **省エネお助け隊の診断** (<https://shoeshindan.jp/guide/>)

資源エネルギー庁地域プラットフォーム構築事業「省エネお助け隊」による省エネ診断



◆ **省エネクイック診断** (令和5年4月1日以降に受診したもの)

経済産業省「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」の採択団体による省エネ診断

※省エネクイック診断は、令和6年補正事業より省エネお助け隊の診断へ統合されています。

②書類等には、鉛筆や消えるボールペン、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

③申請書等を提出する際は以下の通りに提出してください。

・必ず「ファイリング」すること。

・フラットファイルやパイプ式ファイルなどに①の表（本手引きP10～P11）の記載順に綴り、書類ごとに「付箋」や「仕切り」を入れること。

・ファイルの表紙・背表紙には必ず、「令和7年度直方市省エネルギー設備導入費等補助金申請書類」の文言と申請者の事業者名を記載すること。（シール可）

④控えが必要な方は、正本及び副本（コピー）各1部の提出してください。内容を審査の上、副本（コピー）に受付印を押印して申請者に返却します。副本（コピー）の返却用に、返信用封筒もあわせてご提出ください。

⑤提出された書類等は、原則として返却しません。

⑥提出期限日の 17 時必着で提出又は郵送してください。

⑦交付決定前に申請を取り下げの場合、直方市省エネルギー設備導入費等補助金交付決定取り下げ申請書（様式第7号）を提出してください。

（3）提出先（郵送先）

〒822-8501

福岡県直方市殿町7番1号

直方市上下水道・環境部 環境政策課環境政策係

（封筒に「直方市省エネルギー設備導入費等補助金申請書在中」と記載してください。）

3 実績報告等

(1) 実績報告

①交付決定者は、提出期日までに、次の書類一式を用意し、市担当課窓口を持参するか郵送で報告をしてください。(※6)

番号	書類名称	様式	備考
14	直方市省エネルギー設備導入 費等補助金実績報告書	様式第10号	
15	収支明細書	様式第10号 別紙1	
16	発注区分表(実績)	様式第10号 別紙2	
17	既存・導入設備写真 設置図 面	様式第11号	・必ずカラー写真で提出すること。 ・「納品書や見積書」に記載されたすべての 製品(全台数分)について、設置状態が確認 できる写真を撮影すること。
18	取得財産等管理台帳	様式第13号	
19	納品書の写し	自由	
20	請求書の写し	自由	
21	振込証明書	自由	補助対象経費の支払を証する書類の写し。

(※6) 様式は直方市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/_15345/_9954/_14425/_14323.html



②書類等には、鉛筆や消えるボールペン、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

③控えが必要な方は、正本及び副本(コピー)各1部の提出してください。内容を審査の上、副本(コピー)に受付印を押印して交付決定者に返却します。副本(コピー)の返却用に、返信用封筒もあわせてご提出ください。

④提出された書類等は、原則として返却しません。

⑤提出期限日の **17 時必着** で提出又は郵送してください。

(2) 提出期限

事業完了から14日以内 又は 令和9年2月5日（金）のいずれか早い日

※本手引き8ページまたはホームページにも記載しています。

(3) 提出先（郵送先）

〒822-8501

福岡県直方市殿町7番1号

直方市上下水道・環境部 環境政策課環境政策係

（封筒に「直方市省エネルギー設備導入費等補助金実績報告書在中」と記載してください。）

(4) 補助金の額の確定

補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、市は交付する補助金の額を確定し、交付決定者に通知します。

(5) 補助金の請求

（4）の通知を受けた交付決定者は、直方市省エネルギー設備導入費等補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。提出時は、通帳の写し（表紙の次のページ）も添付してください。

提出先は（3）と同じです。

郵送の場合は、封筒に「直方市省エネルギー設備導入費等補助金請求書在中」と記載してください。

(6) 事業の取り消しになる事項

交付決定を受けた場合でも、以下の事項に当てはまる場合、交付決定の全部又は一部を取り消します。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 正当な理由なく実績報告に係る書類を提出しなかったとき。

イ 提出した報告書等に不備があり、その修正に応じなかったとき。

ウ 第23条に基づく事故の報告に際して示された指示に従わなかったとき。

エ 上記アからウのほか、この要綱に規定する事項及び市の指示に従わなかったとき。

(2) 法令、本要綱の定め違反した場合

(3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

- (4) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は災害若しくは火災により事業の遂行ができない場合
- (6) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めた場合
 - ①次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - ア 正当な理由なく実績報告に係る書類を提出しなかったとき。
 - イ 提出した報告書等に不備があり、その修正に応じなかったとき。
 - ウ 直方市省エネルギー設備導入費等補助金要綱第23条に基づく事故の報告に際して示された指示に従わなかったとき。
 - エ 上記アからウのほか、直方市省エネルギー設備導入費等補助金要綱に規定する事項及び市の指示に従わなかったとき。
 - ②法令、直方市省エネルギー設備導入費等補助金要綱の定めに違反した場合
 - ③補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - ④補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - ⑤交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助対象事業の遂行ができない場合
 - ⑥その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(7) 帳簿の管理

申請者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。

なお、帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存してください。